

雇児発0715第1号
平成23年7月15日

各〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長



控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて

所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、この見直しを行う場合、現行制度においては、所得税・個人住民税の税額等と連動している保育所徴収金（保育料）等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなる。

この問題に対応するため、政府税制調査会に控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームが設置され、下記の保育所徴収金（保育料）等については、扶養控除の見直しによる税額の変動を簡便な方法により調整し、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することとされた。

これに伴い、今般、別添のとおり「旧税額計算シート」を作成したので、都道府県等においては、保育所徴収金（保育料）等の算定にあたっては、当該シートを参考に扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応をお願いする。また、都道府県においては、下記のとおり、貴管内関係自治体への周知方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 対象制度について

下記制度の徴収金等の算定にあたっては、平成23年以降分の所得税額及び平成24年度以降分の個人住民税額については、別添の「旧税額計算シート」を参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応する。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第1項に規定する療育の給付
（関連通知）「母子保健衛生費等の国庫負担（補助）について」（平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号）
- ② 児童福祉法第21条の5に規定する小児慢性特定疾患治療研究事業
（関連通知）「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」（平成17年2月21日雇児発第0221001号）
- ③ 「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」（平成17年2月21日雇児発第0221002号）に規定する小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
- ④ 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施及び第23条第1項に規定する母子保護の実施
（関連通知）「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発雇児第86号）
- ⑤ 児童福祉法第24条に規定する保育の実施
（関連通知）「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発雇児第59号の2）
- ⑥ 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置及び第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施
（関連通知）「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発雇児第86号）
- ⑦ 母子及び寡婦福祉法第17条及び第33条に規定する母子家庭等日常生活支援事業
（関連通知）「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発0618003号）及び「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」（平成15年6月18日雇児福発0618001号）

- ⑧ 母子及び寡婦福祉法第31条第2号に掲げる給付金のうち、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の給付
 (関連法令等) 母子及び寡婦福祉法施行令第30条及び第30条の2並びに「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」(平成15年6月30日雇児発0630009号)
- ⑨ 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に規定する養育医療の給付
 (関連通知) 「母子保健衛生費等の国庫負担(補助)について」(平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号)

2 管内関係自治体への周知について

都道府県におかれては、以下の区分に従い、管内の関係自治体への周知をお願いします。

対象制度	周知対象の自治体
③ 「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」 (平成17年2月21日雇児発第0221002号)に規定する小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	市区町村(指定都市及び中核市を除く)
④ 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施及び第23条第1項に規定する母子保護の実施	市(指定都市及び中核市を除く)、特別区、福祉事務所を設置する町村
⑤ 児童福祉法第24条に規定する保育の実施	市区町村(指定都市及び中核市を除く)
⑦ 母子及び寡婦福祉法第17条及び第33条に規定する母子家庭等日常生活支援事業	市区町村(指定都市及び中核市を除く)
⑧ 母子及び寡婦福祉法第31条第2号に掲げる給付金のうち、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の給付	市(指定都市及び中核市を除く)、特別区、福祉事務所を設置する町村
⑨ 母子保健法第20条第1項に規定する養育医療の給付	保健所を設置する市(指定都市及び中核市を除く)、特別区

3 扶養対象人数等の確認方法について

利用者からの申告によるほか、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、その他の関係部門との連携に努めるものとする。

4 利用者への周知について

各自治体におかれては、上記対象制度について、基本的には扶養控除の見直しによる影響が生じない旨、利用者への周知をお願いします。

旧所得税額計算シート

扶養対象となる人数、および源泉徴収票や確定申告書に記載される源泉徴収税額を記入するだけで、扶養控除廃止前の想定所得税額を算出することができます。

1. 扶養対象人数を記入してください。

0～15歳	2
16～18歳	0

2. 源泉徴収票・確定申告書から課税所得、源泉徴収税額を記入してください。

給与所得控除後の金額	5,000,000	※源泉徴収票の方はこちらにご記入ください
所得控除の額の合計額	3,000,000	
課税される所得金額	2,000,000	※確定申告書の方はこちらにご記入ください
税額	124,750	※税額控除を考慮しない制度の場合は、税額控除差し引き前の税額を記入

【自動計算項目】			
控除廃止前想定課税所得	2,760,000	適応税率	10%
計算式：税額 - {(0～15歳の扶養人数×380,000 + 16～18歳の扶養人数×250,000) × 適応税率}			

124,750	-	{	(2	×	380,000	+	0	×	250,000)	×	10%	}	=	48,750
---------	---	---	---	---	---	---------	---	---	---	---------	---	---	-----	---	---	--------

3. 基準となる控除廃止前の想定所得税額は下記のとおりです。

控除廃止前 想定所得税額	48,750
-----------------	--------

旧住民税額計算シート

扶養対象となる人数、および住民税決定通知書等に記載される住民税額を記入するだけで、扶養控除廃止前の想定住民税額を算出することができます。

1. 扶養対象人数を記入してください。

0～15歳	2
16～18歳	0

2. 住民税決定通知書等から住民税額を記入してください。

税額	317,000	<small>※税額控除を考慮しない制度の場合は、税額控除差し引き前の税額を記入</small>
----	---------	--

【自動計算項目】
計算式：税額 - (0～15歳の扶養人数×330,000 + 16～18歳の扶養人数×120,000) ×10%

317,000	-	(2	×	330,000	+	0	×	120,000)	×	10%	=	251,000
---------	---	---	---	---	---------	---	---	---	----------	---	-----	---	---------

3. 基準となる控除廃止前の想定住民税額は下記のとおりです。

控除廃止前 想定住民税額	251,000
-----------------	---------